

富士市のまちづくり推進について

1. まちづくり会議の経過

(1) まちづくり会議の発足

本市では、「市政の主人公は市民である」との基本理念に基づき、市民の意向を市政に反映するため、従来より市長への手紙をはじめ市民相談、市政モニター、各種懇談会等により市民との対話をすすめてきた。

こうしたことから、富士市は昭和59年4月、ふじ21世紀プランの策定にあたって、「地域の問題は地域住民が中心になって」の考え方から、地区別計画を導入することとし、町内会連合会を単位に20地区のまちづくり会議を発足させた。

地区別計画をつくるために結成された「まちづくり会議」は、地域の伝統、問題や課題など地区の状況に精通した地区住民により組織された。またこの会議は、その地区に在住する職員と公民館（現「地区まちづくりセンター」以下同じ。）で地区班を編成し、計画づくりに参画した。

まちづくり会議は熱心な話し合いの末、同年8月、各地区のまちづくり会議の提言書を市に提出した後、一旦、解散した。

《まちづくり会議の特色》

この会議においては、

- ① 地域の各層、各分野の市民参加が得られたこと。
- ② 従来の対話集会と異なり、市民相互のディスカッションがおこなわれたこと。
- ③ 会議は、地区住民自らの手によって運営されたこと。
- ④ 職員の地区担当制を導入したこと。

等により、従来になく計画策定のための貴重な意見・要望が提言された。

(2) まちづくり会議の再開

こうした従来の対話集会とは性格を異にした「まちづくり会議」は、地区住民に好感をもって受け入れられ、参加者からも「今後もこのような市民相互の話し合いの場を継続してほしい」との声も寄せられ、21世紀プランが発行された昭和61年の春ころからまちづくり推進会議が再開し始めたため、市は、同年5月「まちづくり推進に係る構想」をまとめ、まちづくりの方向を示した。

その結果昭和61年度中にはすべての地区にまちづくり会議が復活し現在に至っている。

2. まちづくり推進に係る構想について

昭和61年5月、市が示したまちづくりの構想は以下の通りである。

(1) これからのまちづくりの方向

《地域と行政が一体になって》

これからのまちづくりの方向は、住民自らの自主的な活動により、前回まちづくり会議に提案されたソフト事業の推進等を中心に、生活に密着した地区課題を取り上げる諸活動が重要であるが、これらを側面から応援するものとして、まちづくり推進に係る行政の体制を組織し、住民、行政のおのの役割のもとに、まちづくりを推進していくことが肝要である。

また、ふじ21世紀プランの地区像を具現化し、実現していくための諸活動の推進、市・県への地区民への要望、また市民本位のまちづくりのための障害の解決策など、地区内の諸問題を自主的に話し合い、活動に結びつけていく実践的な内容であることが望まれる。

このため、地区においては、全ての住民の発意により、住民の自主的活動を行う場として、従前の「まちづくり会議」を発展的に在続するとともに、行政においては、地区担当班を編成し、まちづくりのための援助のほか、21世紀プラン推進のための地区民とのコンセンサスの確保を図っていく必要がある。

《行政の対応》

また、まちづくり推進については、行政内部の体制として、次項に述べる推進体制を取っていく計画であるが、行政のまちづくり推進の総括課を総務部総務課に、地区まちづくり推進の事務局を公民館とし、特に公民館には新たな地区センターとしての役目をもたせ、コミュニティづくりの手助けをしていこうとするものである。

(2) まちづくりの組織

まちづくりの組織として、市が設置するものは、「① まちづくり地区担当班」、「② まちづくり地区班長会議」、「③ まちづくり推進大会、まちづくり推進のつどい、コミュニティリーダー研修会」であり、住民側の組織としては、「④ まちづくり推進のための会」の設置が望まれる。

① まちづくり地区担当班

今後のまちづくりは、快適な地域環境を創り出すため市民、行政が一体となったまちづくりに邁進していくことが重要である。

このため、まちづくり協力員として地区担当班を編成し、地区担当班は住民のまちづくりの構成員として地区住民と行政とを結ぶパイプ役となり、また、住民の要望を行政の課題としていくオピニオン・リーダー（専門指導者）としての役割をもつものである。

この組織としては、部課長等を班長に、班員として地区内居住職員の自主的な参加を図り、ボランティアとして参加する組織とする。また、このための事務局を公民館とする。

② まちづくり地区担当班長会議

各地区のまちづくりを有効なものとし、活動への応援を果たしていくためには、地区からのまちづくりに対する意見・要望についての対応策を講じておく必要がある。

また、各地区のまちづくり推進組織より提言される様々なことからは、今後の行政運営に重要

な課題として提示されることが予想される。

このようなことから、これらを行政が真摯に受け止め、事業遂行や市民に反映する機関として「まちづくり地区担当班長会議」を設置するものである。

③ まちづくり推進大会・まちづくり推進のつどい・コミュニティリーダー研修会

各地区にまちづくり推進組織が結成されると、これらの的確な運営が図られるように、リーダーの養成や情報交換の場が必要になってくる。

このため、一流講師を招いてのまちづくりに関する「コミュニティリーダー研修会」あるいは各地区のまちづくり体験発表等を行う場として「まちづくり推進大会」を開催し、まちづくりの気運の醸成を図っていく。

④ 住民のまちづくり推進組織（まちづくり推進会議）

一方、住民側のまちづくり組織としては、既存組織の活用、または新たなまちづくりの中心的な推進会、推進会議等の設立が望まれる。

既存組織の活用については、必要に応じ一部組織の改組を行い、目的にあった地域自らの推進方法によるものとし、新しい組織の設立については、前述のまちづくりの方向に示したような、住民の意思の反映できる組織の確立が必要である。

このためには、例えば各団体リーダー、知識経験者、市議会議員の参画を図るほか、公募者無作為抽出による選出者等の一般人の参加、また地区担当班の加入など、広く人材を募集することが必要である。

また、このまちづくり推進組織に対しては、総務課、公民館、地区担当班が行政の協力機関として、まちづくりに参画していくものである。

このように、まちづくりは市民と行政が一体となって推進していくことが必要であり、その中で市民、行政おのおのの役割を明確にし、実践的なまちづくりを進めていく組織を確立することが、今後のまちづくりの不可欠の要件である。

(3) 公民館の役割

本市の公民館は、社会教育法に定める公民館として、地域における社会教育の振興と住民の学習欲求に対応した活動をすすめている。

しかし、近年の社会情勢の変化や価値観の多様化などにより、公民館には、地域住民の新しい社会学習欲求や生活課題の把握に加え、その機会と場を豊富に提供し、さらにはお互いの連帯感を高める地域づくりに応えていくことが求められている。

これらは、公民館活動の中でも、住民相互のコミュニティづくり、連帯感の醸成として、従来にも増して活動の中心的課題になり得るものであり、行政の機関として、地区に市政の情報を的確に伝える市民と行政が一体となった新しいコミュニティづくりの中心的な核となり得るものである。

また、コミュニティづくりのための施設整備としては、最近の公民館改築における規模の拡大等に方向性を示し、社会教育関係者の中でも、昭和56年の社会教育委員会の提言及び社会教育調査

報告書において、コミュニティづくりの方向性は確認されている。

このようなことから、公民館活動の中に、新しく地域課題の把握を加え、従来から公民館が関与してきた地域団体・グループの育成や市政との接点である公民館機能の充実に努めるとともに、公民館を社会教育施設の役割のほか、地区センターとして位置づけ、まちづくりの地区の自主的な活動の拠点となる施設として、社会教育とコミュニティの推進を図るものである。

さらに将来的には、現在の4ブロックの公民館体制を基とし、生涯学習推進のための拠点公民館を充実し、ここに専門職を置き、社会教育の一体的な推進を一層きめ細かく図り、社会教育とコミュニティを併せた事業の推進体制の確立に努めるものである。

3. 「地区まちづくりセンター」と「まちづくり課」の新設

(1) 公民館から「地区まちづくりセンター」への移行

ここまで述べてきたように、本市における公民館は、原則として小学校区ごとに、24の施設が整備され、社会教育法に基づく社会教育施設としての役割のみならず、地区における自主的なまちづくり活動の拠点施設として位置づけられてきた。

また、地区住民の多様なニーズに応えるため、地域防災の拠点としての役割や、各種証明の発行を行う市民サービスコーナーを設置し、市民サービスの拠点としての役割を担うなど、その機能は多種多様化してきた。

このような現状を踏まえ、平成20年度から、公民館を教育委員会の施設から、新たに市長部局所管の「地区まちづくりセンター」に移行した。

「地区まちづくりセンター」へ移行することにより、各種講座の開催など地区における生涯学習事業は継続しながら、地区住民に一番身近な「ミニ市役所」、「地区住民のサポートセンター」として、地区住民と市役所とのパイプ役を務め、様々な要望や相談に対応し、地区住民の主体的なまちづくりの支援を行っていく施設としての役割を明確化したものである。

また、公民館は4ブロック体制をとってきたが、平成20年11月の富士川町との合併に伴い、新たに2地区で「地区まちづくりセンター」が新設されたため、ブロック制を6ブロック制に再編した。

(2) 「まちづくり課」の新設

行政における、地域のまちづくり推進を総括する部署は、総務部総務課であったが、平成16年度からは、地域におけるまちづくり推進と密接な関連のある交通安全や防犯施策との連携を密にし、業務の効率的な展開を図るため、市民部に地域安全課を新設し、所管替えした。

さらに、平成20年度からは、公民館を「地区まちづくりセンター」に移行することに伴い、市民部に「まちづくり課」を新設し、地域のまちづくりの推進、及び「地区まちづくりセンター」を所管するほか、町内会（区）などの地域自治組織、生涯学習推進会を所管し、地域の窓口の一元化を図り、情報の提供や指導者養成を行うとともに、地域住民主体の多様なまちづくり推進事業を進めることとなった。

平成23年度からは、より極め細やかなサービスが提供できるように体制の改善が行われ、主にまちづくりセンターの管理、運営等を担当する「まちづくりセンター施設担当」と、町内会（区）などの地域自治組織や生涯学習推進会の活動支援等を担当する「コミュニティ活動推進担当」の2担当制が導入された。

4. 今後のまちづくり推進に向けて

高齢化、情報化、国際化の進展に伴い、地域社会を取り巻く情勢が大きく変化する中であって、すべての市民が自らのまちに誇りと愛着を持ち、安心して生活のできる平和で明るい地域社会を創出するためには、市民と行政が一体となった生涯学習の推進やコミュニティづくりが不可欠である。

平成23年度からスタートした「第五次富士市総合計画」の策定においては、各地区まちづくり推進会議発足の契機となった「第三次富士市総合計画」、更にはそれに続く「第四次富士市総合計画」の策定時と同様に、各地区まちづくり推進会議において、積極的な議論をしていただき、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための意見・提言を取りまとめていただいたところである。

また、平成16年度からは、増加する犯罪の最大の抑止力として地域の力が見直されている中で、各地区まちづくり推進会議が中心となって、安全・安心なまちに向けた活動を継続的に進めている。

今後とも、地域と行政が一体となった安全で安心なまちづくりを進めていくために、各地区まちづくり推進会議がそれぞれのまちづくりの中心として大きな役割を果たすことが期待されている。

5. 「地域力こぶ増進計画～富士市まちづくり活動推進計画～」の推進について

まちづくり推進会議が発足後、20年以上が経過し、その間、核家族化などの都市化の進展、少子高齢社会の到来、地方分権の推進、行政の広域化など、社会情勢が大きく変化しており、現在、各地区で実施しているまちづくり推進会議の事業においても、役員のなり手不足や、事業の重複など、様々な課題が発生している。また、このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では各地に甚大な被害が発生し、未だに復興の目途が立たない状況下において、地域コミュニティの果たす役割の重要性が再認識されており、東海地震の発生が危惧されているこの地域においても、地域力の更なる向上が重要となっている。

本市では、このような地区まちづくり活動の現状と課題を改めて整理した上で、地区が抱える課題を、住民自らの課題として捉え、主体的、積極的にまちづくり活動に取り組むことのできる環境づくりを進めていくため、平成24年3月に、「地域力こぶ増進計画～まちづくり活動推進計画～」を策定した。

本計画の推進期間は、平成24年度から平成28年度の5年間とし、本市の将来的な地域コミュニティのあるべき姿を計画の基本指針として掲げ、これを実現し、まちづくり活動のさらなる活性化に向けた具体的な方策について示している。

この具体的な方策に基づく様々な取組を実施することで、「社会情勢の変化にも柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な、地域コミュニティ」の構築を目指していく。